

改正風営適正化法(H17.11.7 法律 119 号)施行後の行政処分及び罰則

風俗2号営業

平成18年5月1日施行

(1) 行政処分

風俗営業者に対するもの(26条)

- ・法令や条例の規定に違反し、善良の風俗・清浄な風俗環境を害し、もしくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき
- ・風営適正化法に基づく処分もしくは許可に付された条件に違反したとき

許可の取消 または 6ヶ月以内の営業の全部もしくは一部の停止

1号、2号、3号、5号、6号の営業の場合は、上記処分と併せて、
その施設を用いて営む飲食店営業についても6ヶ月以内の営業の全部
もしくは一部の停止を命ずることができる。

飲食店営業者に対するもの(34条)

- ・法令や条例の規定に違反し、善良の風俗・清浄な風俗環境を害し、もしくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき
- ・風営適正化法に基づく処分に違反したとき

6ヶ月以内の営業の全部または一部の停止

接客業務受託営業者に対するもの(35条の4)

- ・強要罪を犯したとき
- ・善良の風俗・清浄な風俗環境を害し、もしくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき
- ・風営適正化法に基づく指示に違反したとき

6ヶ月以内の営業の全部または一部の停止

(2) 罰 則

【 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科 】

- ・ 無許可営業
- ・ 不正受許可、不正に相続・合併・分割における承認を受けた場合
- ・ 名義貸し
- ・ 許可の取消、営業の停止、営業の禁止等の処分に違反した場合

* 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれの併科 】

- ・ 承認を受けずに営業所の構造又は設備(第4条第4項に規定する遊技機を含む。)の変更をした場合
- ・ 偽りその他不正の手段により営業所の構造又は設備の変更に関する承認を受けた場合
- ・ 偽りその他不正の手段により特例の認定を受けた場合
- ・ 18歳未満の者に客の接待をさせ、または客の相手となってダンスをさせた場合
- ・ 営業所(飲食店の営業所を含む)で午後10時から翌日の出時までの間に、18歳未満の者を客に接する業務に従事させた場合
- ・ 営業所(飲食店の営業所を含む)で18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせた場合(8号営業にあっては、条例で定める時刻以降)
- ・ 営業所(飲食店の営業所を含む)で20歳未満の者に酒類またはたばこを提供した場合

* 上記18歳未満の年齢に関する規定の違反については、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることは出来ない。(無過失の場合を除く)

* 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれの併科 】

- ・ 客引きをした場合
- ・ 客引きをするために、道路その他公共の場所で人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとった場合

- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 100 万円以下の罰金 】

- ・ 風俗営業を営む者が、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、もしくは虚偽の記載をした場合
- ・ 接待飲食等営業を営む風俗営業者が、接客従業者の生年月日、国籍等の確認を怠った場合
- ・ 酒類提供飲食店営業(日の出時から午後 10 時までの時間においてのみ営むものを除く)を営む者が、接客従業者の生年月日、国籍等の確認を怠った場合
- ・ 接待飲食等営業を営む風俗営業者が、接客従業者の生年月日、国籍等の確認に係る記録の作成及び保存の義務を怠った場合
- ・ 酒類提供飲食店営業(日の出時から午後 10 時までの時間においてのみ営むものを除く)を営む者が、接客従業者の生年月日、国籍等の確認に係る記録の作成及び保存の義務を怠った場合
- ・ 風俗営業を営む者が、公安委員会の求める報告もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料を提出した場合
- ・ 酒類提供飲食店営業(日の出時から午後 10 時までの時間においてのみ営むものを除く)を営む者が、公安委員会の求める報告もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料を提出した場合
- ・ 接客業務受託営業を営む者が、公安委員会の求める報告もしくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料を提出した場合
- ・ 風俗営業を営む者が、警察職員による営業所への立入りを拒み、妨げ、又は忌避した場合
- ・ 酒類提供飲食店営業(日の出時から午後 10 時までの時間においてのみ営むものを除く)を営む者が、警察職員による営業所への立入りを拒み、妨げ、又は忌避した場合

- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 50 万円以下の罰金 】

- ・ 風俗営業を営む者が、許可申請書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 特例の認定を受けた風俗営業者が、構造・設備の変更をした後、届出書を提出しない場合
- ・ 特例の認定を受けた風俗営業者が、構造・設備の変更をした後、届出書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 特例の認定を受けようとする風俗営業者が、認定申請書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合

- ・ 管理者が欠けて 14 日間経過したにもかかわらず、新たな管理者を選任しない場合
- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 30 万円以下の罰金 】

- ・ 許可証または認定証の掲示を怠った場合
- ・ 相続の承認を受けた者が、許可証の書換え手続を怠った場合
- ・ 合併の承認を受けた者が、許可証の書換え手続を怠った場合
- ・ 分割の承認を受けた者が、許可証の書換え手続を怠った場合
- ・ 風俗営業者が変更届出書の提出を怠った場合
- ・ 風俗営業者が、届出書またはその添付書類に虚偽の記載をして提出した場合
- ・ 許可証の返納を怠った場合
- ・ 認定証の返納を怠った場合
- * 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、上記違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

【 10 万円以下の過料 】

- ・ 相続の承認をしない旨の通知を受けた者が、許可証の返納を怠った場合
- ・ 死亡した者の同居の親族または法定代理人が、許可証の返納を怠った場合
- ・ 合併以外の事由により解散した法人の清算人または破産管財人が、許可証の返納を怠った場合
- ・ 合併の承認がされなかった場合において、合併後存続する法人または合併により設立された法人の代表者が、許可証の返納を怠った場合